

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
事務処理要領（建築分野）

第1章 総則

（目的）

第1 この事務処理要領（以下、「要領」という。）は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下、「バリアフリー法」という。）を適正に運用し、高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進を図ることを目的とし、鹿児島県が行う指導及び助言等、計画の認定又は報告の徴収に関する事務処理を定めることとする。

（用語の定義）

第2 この要領において使用する用語の定義は、特に定めるものを除き、バリアフリー法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に定義されているものと同一とする。

第2章 指導及び助言

（建築物移動等円滑化基準に関する指導及び助言等）

第3 建築主事は、特定建築物の確認申請が提出された場合は、建築主等に対し、バリアフリー法の概要を記した書面を確認済証に添付し、努力義務を周知するものとする。

（建築物移動等円滑化基準に適合させるための措置等）

第4 建築主事は、建築物移動等円滑化基準に適合するよう必要な指導及び助言を行い、バリアフリー法第17条の規定に基づく計画の認定を申請するよう特定建築物の建築主等を促すものとする。

第3章 計画の認定

（計画の認定申請）

第5 バリアフリー法第17条の規定に基づく計画の認定申請書は、申請書の正本及び副本に必要図書を添えて所管行政庁に提出するものとする。

2 知事は、建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト（別添1）を提出するよう協力依頼を行うとともに、必要と認めるときは、バリアフリー法施行規則第8条の表に掲げる図書のほか、参考となる図書を添付させることができる。

3 計画の認定は、原則として着工前に申請すべきものとするが、工事の完了前であれば申請可能とする。

(計画の認定)

第6 知事は、計画を認定した場合、認定通知書を建築主等に交付する。

(建築確認申請を伴う場合)

第7 バリアフリー法第17条第4項の規定による建築確認申請書の提出に当たっては、建築確認申請手数料は徴収しないものとする。

2 建築主事は、バリアフリー法第17条第4項の申し出があった場合、認定申請書を建築確認申請書に添付させ、建築確認申請書第一面の手数料欄に「バリアフリー法の認定申請による建築確認手数料の免除」と記入させることとする。

(計画の変更)

第8 バリアフリー法第18条でいう軽微な変更を行う場合は、計画の認定を受けた者が、「軽微な変更届」(様式1)を知事に提出することとする。

第4章 報告の徴収

(報告の徴収)

第9 知事は、建築主等に対してバリアフリー法第53条第3項による報告を求める場合、「特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告書」(様式2)によるものとする。

2 知事は、認定建築主等に対してバリアフリー法第53条第4項による報告を求める場合、「認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況に関する報告書」(様式3)によるものとする。

附 則

第1 この要領は、平成18年12月20日から適用する。

第2 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)事務処理要領は、廃止する。

附 則

この要領は、令和2年6月2日から適用する。

建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー新法誘導基準省令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
出入口 (第2条)	①出入口 (便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く)	—
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②一以上の建物出入口	—
	(1)幅は120cm以上であるか	
	(2)戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (第3条)	①幅は180cm以上(区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上)であるか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③点状ブロック等の敷設(階段又は傾斜路の上端に近接する部分) ※1	
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか	
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	
	⑦休憩設備を適切に設けているか	
	⑧上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分(※2)については適用除外	
階段 (第4条)	①幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内まで不算入)	
	②けあげは16cm以下であるか	
	③踏面は30cm以上であるか	
	④両側に手すりを設けているか(踊場を除く)	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥段は識別しやすいものか	
	⑦段はつまずきにくいものか	
	⑧点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分) ※3	
	⑨主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置 (第5条)	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けているか	
	②上記①は車いす使用者の利用上支障がない場合(※4)は適用除外	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分(告示第1488号)

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※4 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合(告示第1488号)

○一般基準

施設等	チェック項目	
傾斜路 (第6条)	①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	②勾配は1/12以下であるか	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	④両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥前後の廊下等と識別しやすいものか	
	⑦点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) ※1	
	⑧上記①から③は車いす使用者の利用上支障がない部分(※2)については適用除外(勾配が1/12超の傾斜部分は両側に手すり設置)	
エレベーター (第7条)	①必要階(多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便房・駐車施設・客室・浴室等のある階、直接地上へ通ずる出入口のある階)に停止するエレベーターが1以上あるか	
	②多数の者/主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	③多数の者/主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)②のすべてを満たしているか	
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(4)かごの幅は140cm以上であるか	
	(5)かごは車いすが転回できる形状か	
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1)②(2)、(4)、(5)、③(3)、(4)を満たしているか	
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	—
	(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	
	(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	
	⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
※3		
(1)③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか		
(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	—	
(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分(告示第1488号)

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第1487号)

- ・自動車車庫に設ける場合

○一般基準

施設等	チェック項目	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第8条)	①エレベーターの場合	—
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第9号のもの)であるか	
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4)かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
便所 (第9条)	②エスカレーターの場合	—
	(1)車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか	
	①車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)	
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)車いす用便房及び出入口は、幅80cm以上であるか	
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)	
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	
ホテル又は旅館の客室 (第10条)	④床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(各階1以上)	
	①車いす使用者用客室を設けているか(原則2%以上)	
	(1)幅は80cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②便所(同じ階に共用便所があれば免除)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	③浴室等(共用の浴室等があれば免除)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

○一般基準

施設等	チェック項目	
敷地内の通路 (第 11 条)	①幅は180cm以上であるか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④段がある部分	—
	(1)幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内までは不算入)	
	(2)けあげは16cm以下であるか	
	(3)踏面は30cm以上であるか	
	(4)両側に手すりを設けているか	
	(5)識別しやすいものか	
	(6)つまずきにくいものか	
	⑤段以外に傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けているか	
	⑥傾斜路	—
	(1)幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	(2)勾配は1/15以下であるか	
(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)		
(4)両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)		
(5)前後の通路と識別しやすいものか		
⑦上記①、③、⑤、⑥(1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		
⑧上記①、③、⑤、⑥(1)から(3)は車いす使用者の利用上支障がないもの(※1)は適用除外		
駐車場 (第 12 条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか(原則2%以上)	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	
浴室等 (第 13 条)	①車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
標識 (第 14 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	
案内設備 (第 15 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)	
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)	

※1 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分(告示第 1488 号)

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの主な経路に係る基準）※1

施設等	チェック項目	
案内設備までの経路 (第16条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除） ※1	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※2	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合

※2 告示で定める以下の部分を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

(様式1)

軽微な変更届

年 月 日

(届出先)

鹿児島県知事 殿

認定建築主等 住所
氏名

(署名または記名押印)
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 18 条第 1 項及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 11 条に規定する軽微な変更をしたので、認定（計画変更認定）通知書を添えて届け出ます。

1 認定（計画変更認定）年月日・番号	年 月 日 第 号		
2 建築物の位置			
3 変更事項		変更前	変更後
	事業の着手年月日		
	事業の完了年月日		
4 変更理由			
※ 受付欄			

(注意)

- 1 正本1部及び副本1部を提出してください。
- 2 ※印の欄には、記入しないでください。

(A4)

(様式2)

特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

印

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第53条第3項の規定により、下記のとおり建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項について報告します。

記

1 敷地の地名及び地番

2 設計者又は施工者等の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

3 特定建築物の概要

敷地面積 平方メートル

延べ面積 平方メートル

建築面積 平方メートル

用途

構造

階数 地上 階 地下 階

4 報告事項

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができます。

(様式3)

認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況に関する報告書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名 印

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第53条第4項の規定により、下記のとおり建築等又は維持保全の状況について報告します。

記

1 認定年月日及び番号

年 月 日 第 号

2 設計者又は施工者等の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

3 敷地の地名及び地番

4 特定建築物の概要

敷地面積 平方メートル

延べ面積 平方メートル

建築面積 平方メートル

用途

構造

階数 地上 階 地下 階

5 報告事項

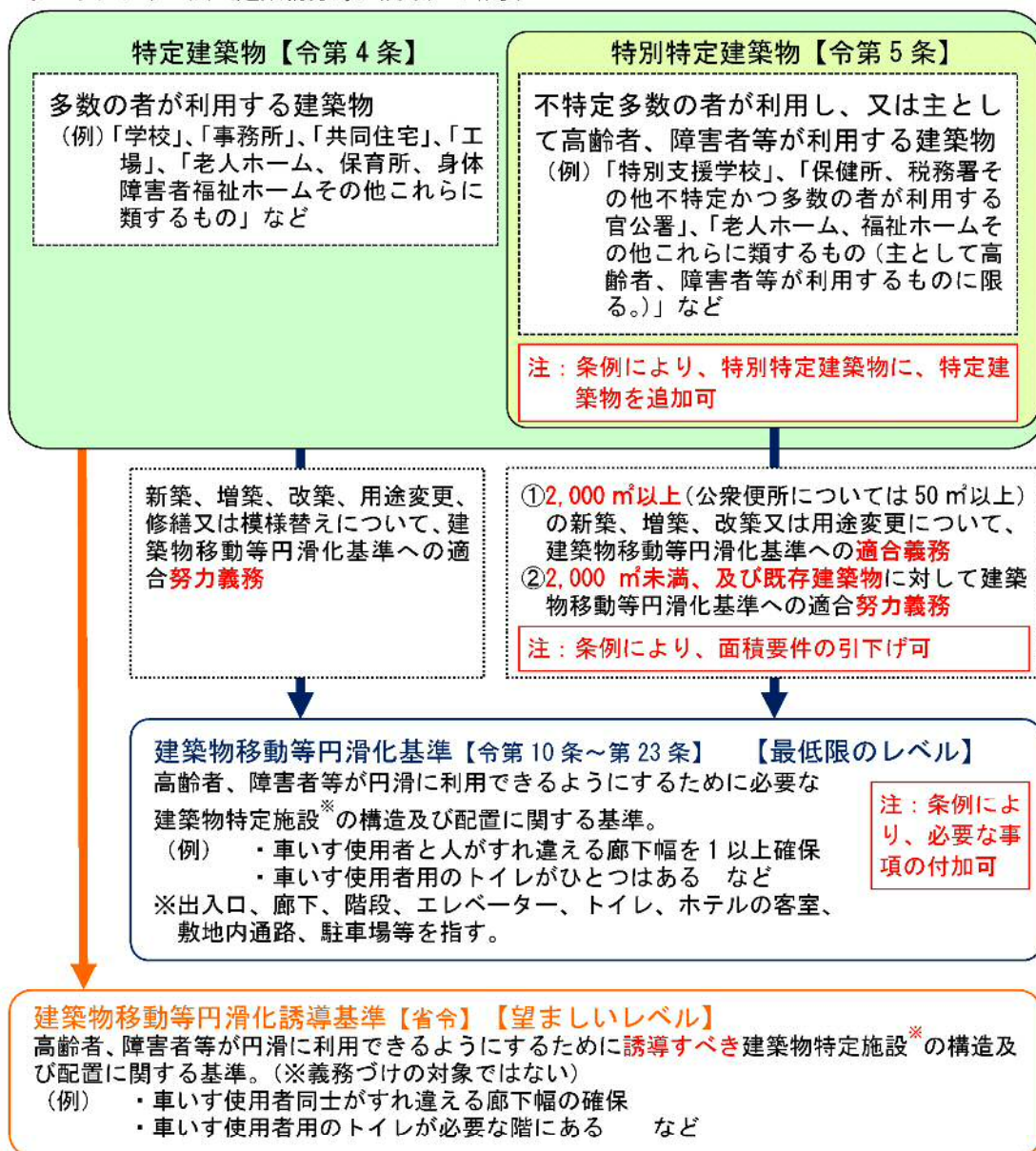
備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法) について

バリアフリー法において、「建築主等は、特定建築物の建築をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とされております。

建築物移動等円滑化基準チェックリストを参考に当該基準への適合に努めてください。

○バリアフリー法（建築物分野に限る）の概要



計画の認定【法第17条】(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

建築物移動等円滑化基準チェックリスト

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー新法施行令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
廊下等 (第 11 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分） ※1	
階段 (第 12 条)	①手すりを設けているか（踊場を除く）	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③段は識別しやすいものか	
	④段はつまずきにくいものか	
	⑤点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分） ※2	
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路 (第 13 条)	①手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除）	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③前後の廊下等と識別しやすいものか	
	④点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分） ※3	
便所 (第 14 条)	①車いす使用者用便房を設けているか（1以上）	
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか（1以上）	
ホテル又は 旅館の客室 (第 15 条)	③床置式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm 以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか（1以上）	
	①客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか	
	②便所(同じ階に共用便所があれば免除)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか（当該便房を設ける便所も同様）	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか（当該便房を設ける便所も同様）	
	③浴室等(共用の浴室等があれば免除)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		

- ※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)
- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※2 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)
- ・自動車車庫に設ける場合
 - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- ※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)
- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

○一般基準

施設等	チェック項目	
敷地内の 通路 (第 16 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②段がある部分	—
	(1)手すりを設けているか	
	(2)識別しやすいものか	
	(3)つまずきにくいものか	
	③傾斜路	—
駐車場 (第 17 条)	(1)手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	
	(2)前後の通路と識別しやすいものか	
	①車いす使用者用駐車施設を設けているか (1以上)	
標識 (第 19 条)	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	
案内設備 (第 20 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)	
案内設備 (第 20 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)	
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)	

○視覚障害者移動等円滑化経路 (道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準)

施設等	チェック項目	
案内設備 までの経路 (第 21 条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置 (風除室で直進する場合は免除) ※1	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※2	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

※2 告示で定める以下の部分を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

○移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目	
(第18条第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）	
出入口 (第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (第三号)	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
傾斜路 (第四号)	①幅は120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか ②勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター 及びその乗 降ロビー (第五号)	①かごは必要階（利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階）に停止するか ②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③かごの奥行きは135cm以上であるか ④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか ⑤かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか ⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか ⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか ⑧不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合 (1)上記①から③、⑤及び⑥を満たしているか (2)かごの幅は、140cm以上であるか (3)かごは車いすが転回できる形状か ⑨不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するもの場合 ※1 (1)上記①から⑧を満たしているか (2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか (3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか (4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	—
特殊な構造 又は使用形 態のエレベ ーターその 他の昇降機 (第六号)	①エレベーターの場合 (1)段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの）であるか (2)かごの幅は70cm以上であるか (3)かごの奥行きは120cm以上であるか (4)かごの床面積は十分であるか（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合） ②エスカレーターの場合	—
敷地内の 通路 (第七号)	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ④傾斜路 (1)幅は120cm以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか (2)勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は免除）	—
(第3項)	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

※1 告示で定める以下の場合を除く（告示第1494号）
・自動車車庫に設ける場合